

容器承認の更新確認に関する記載の方法（案）

・別添III 2 工事の方法（抜粋）

金属キャスク以外の設備	金属キャスク
<p>3. 工事上の留意事項</p> <p>3.1 設置又は変更の工事に係る工事上の留意事項</p> <p>使用済燃料貯蔵施設の設置における工事の実施に当たっては、本設工認申請書（基本設計方針等）、事業（変更）許可申請書、保安規定及び労働安全衛生法等を遵守するとともに、従事者及び公衆の安全確保等の観点から、以下に留意し工事を進める。</p> <p>a. 設置の工事を行う使用済燃料貯蔵施設の機器等について、周辺資機材及び環境条件からの悪影響や劣化等を受けないように、保管・設置エリアを区画し、シート等で養生を行う。作業環境を維持するため4S（整理、整頓、清潔、清掃）に努めるとともに、放射線の影響を受けないようにする。機器に開口部がある場合には、開口部からの異物の混入がないように養生を行う等の必要な措置を講じる。</p> <p>b. 工事に当たっては、既設の機器等へ悪影響を与えないよう、現場状況、作業環境及び作業条件を把握し、作業に潜在する危険性又は有害性や工事用資機材から想定される影響を確認する。作業開始前にフェンスまたはロープ等による区画及びシート類による養生を行い、作業エリアを設定し、人と物の出入りを制限する。作業に伴い持ち込む可燃性物品を極力少なくする。火花等が発生する作業を行う場合は、作業エリア周辺に可燃物・危険物がないことを確認し、作業エリアを不燃物又は難燃物で区画し消火器を設置する。作業に伴い機器・配管等の開口部が発生する場合には、異物混入防止管理エリアを設定して工具・機材の出入りの管理を行う等の必要な措置</p>	<p>3. 工事上の留意事項</p> <p>h 項までは、「金属キャスク以外の設備」に同じ。</p>

金属キャスク以外の設備	金属キャスク
<p>を講じる。</p> <p>c. 設置又は変更の工事を行う使用済燃料貯蔵施設の機器等について、必要に応じて、供用後の施設管理のための重要なデータを採取する。</p> <p>d. 使用済燃料貯蔵施設の状況に応じて、検査・試験、試運転等の各段階における工程を管理する。</p> <p>e. 設置又は変更の工事を行う使用済燃料貯蔵施設の機器等について、供用開始後に必要な機能・性能を発揮できるよう製造から供用開始までの間、維持する。設置後、長期間経ている機器等については、供用開始前までに点検を実施する。</p> <p>f. 現場状況、作業環境及び作業条件を把握し、放射線業務従事者に対して防護具の着用や作業時間管理等適切な被ばく低減措置と、被ばく線量管理を行う。また、公衆の放射線防護のため、敷地境界において、空間放射線量を適切に測定する。</p> <p>g. 修理の方法は、基本的に「図1-1 工事の手順と使用前事業者検査のフロー」の手順により行うこととし、機器等の全部又は一部について、撤去、切断、切削又は取外しを行い、据付、溶接又は取付け、若しくは同等の方法により、同等仕様又は性能・強度が改善されたものに取替えを行う等、機器等の機能維持又は回復を行う。また、機器等の一部撤去、一部撤去の既設端部について閉止板の取付け若しくは同等の方法により適切な処置を実施する。</p> <p>h. 特別な工法を採用する場合の施工方法は、技術基準規則に適合するよう、安全性及び信頼性について必要に応じ検証等により十分確認された方法により実施する。</p>	

金属キャスク以外の設備	金属キャスク
<p>i. 一般産業用工業品の更新や交換等の際は、本設工認申請書で記載している仕様又は性能を満足していることを評価する。</p>	<p>i. 搬入する金属キャスクは、原子炉等規制法第五十九条に基づく承認を受けた容器であることを確認する。また、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第二十三条に基づく承認容器として使用する期間の更新状態の確認を保安規定に定め運用する。</p>

- ・補足説明資料「使用済燃料貯蔵設備本体の詳細設計に関する補足説明について(設2-補-001)」  
(案) (抜粋)

## 7.2 容器承認の維持確認について

### (1) 基本的考え方

リサイクル燃料備蓄センターにおける貯蔵中の安全確保に加えて、異常時や貯蔵後の搬出に備え、原子炉設置者による原子炉等規制法第五十九条第三項に基づく容器承認の更新が確実に行われていることを確認する。

(参考)

金属製乾式キャスクを用いる使用済燃料貯蔵施設における金属製乾式キャスクとその収納物の長期健全性について\*

#### 1. はじめに

(中略) 蓄積された知見から、輸送中の安全確保も考慮した金属キャスクや収納物の長期健全性が確認されれば、発電所からの搬出の際に詳細に確認された輸送物としての安全性がその後の長期貯蔵期間中においても維持されると判断できる。

#### 4. 2 貯蔵期間中に確認すべき事項

(中略) 現在の輸送規制の運用においては、設計承認・容器承認は、輸送容器が最新の規制に適合していること及びその性能が保持されていることを確認する目的で、一般に5年を期限として更新審査を行っており、金属キャスクの場合も貯蔵期間中、これらの承認を更新することが必要になる。これらの承認は、輸送規制の中で行われることになるが、行政庁においては、貯蔵規制の観点からも、こうした承認の更新が実際になされていることを確認する必要がある。

\* : 2009.6.25 総合エネルギー調査会 原子力安全・保安部会 核燃料サイクル安全小委員会 中間貯蔵ワーキンググループ 輸送ワーキンググループ

### (2) 実施概要

金属キャスクの搬入時に容器承認の有効性を確認する。また、貯蔵期間中定期的に容器承認の有効性を確認することを保安規定に定め運用する。

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則 (抜粋)

(容器承認書)

第二十二条 原子力規制委員会は、前条第一項の規定による申請に係る輸送容器が第三条から第十二条まで及び第十四条に定める技術上の基準（容器に係るものに限る。）に適合していることについて確認をしたときは、次の各号に掲げる事項を記載した容器承認書を交付する。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 輸送容器の名称
- 三 輸送容器の外形寸法及び重量
- 四 核燃料輸送物の種類

五 収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量

六 承認容器登録番号

七 承認容器として使用する期間

八 輸送容器の保守及び核燃料輸送物の取扱いに関する事項

九 その他特記事項

以 上